

誓 約 書

令和 年 月 日

勤 労 者 退 職 金 共 済 機 構
建 退 共 和 歌 山 県 支 部 長 殿

共済契約者

住 所

会 社 名

代表者氏名

⑩

建設業退職金共済制度加入契約後は、下記の履行事項を順守することを誓約いたします。
なお、共済契約が履行されないときは、「建設業退職金共済事業加入・履行証明書」の発行停止および共済契約を解除されても異議ございません。

記

- (1) 雇用している対象労働者全員に共済手帳（以下、「手帳」という）を交付し、本制度を周知徹底します。
- (2) 新たに対象労働者を雇用した場合は、手帳の所持を確認し、手帳を持っていない者には、直ちに「共済手帳申込書」を提出し、手帳の交付を受けます。
- (3) 被共済者の手帳は、「共済手帳受払簿」により、手帳の所在を明確にします。
- (4) 毎月賃金を支払う都度、証紙貼付方式の場合は、労働者の就労日数分の証紙を手帳に貼付します。また共済証紙の購入・貼付の状況は、「共済証紙受払簿」に正確に記入し証紙の保有状況を明確にします。
若しくは、電子申請方式の場合、労働者の就労日数分の掛金の充当を行います。
- (5) 証紙を250日分貼付した手帳（掛金助成手帳は200日分）は、すぐに「更新申請書」を添えて更新手続きをし、新しい手帳の交付を受けます。
若しくは、手帳交付年月日より2ヵ年を経過した場合、手帳の更新を行います。
- (6) 被共済者が退職した場合は、必ず手帳を本人に渡し、次の建設現場等に提出するよう指導します。また、退職金の請求を希望する者に対しては適切な手続きをします。
- (7) 共済契約者の住所・名称・代表者等が変更したときは、直ちに「共済契約者住所・名称・代表等変更届」に「共済契約者証」を添えて提出します。
- (8) 公共工事を受注し、その一部または全部を下請に発注する場合は、別に定められている証紙購入基準に従い共済証紙を購入し、下請に証紙の現物交付をします。
若しくは、電子申請方式の場合、退職金ポイントを購入し下請に掛金の充当を行います。
- (9) 共済契約について手続き等不明な点が生じた場合には、速やかに建退共和歌山県支部に照会します。